

議事日程第4号

平成25年12月11日(水)

第1 議案上程(議案第76号から第108号まで及び報告第18号から第22号まで)

質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会付託

第3 請願上程(請願第6号)、常任委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(19人)

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 畠山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
8番 中田敏彦	9番 蓬田信昭	10番 安田健次郎
11番 米谷勝	12番 高野寛志	13番 古仲清紀
14番 土井文彦	15番 小松穂積	16番 中田謙三
17番 戸部幸晴	18番 船木正博	19番 笹川圭光
20番 吉田清孝		

欠席議員(0人)

議会事務局職員出席者

事務局長	杉本光
主席主査	湊智志
主査	杉本一也
主査	武田健一

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部 幸男	副市長	伊藤 正孝
教育長	杉本 俊比古	監査委員	湊 忠雄
総務企画部長	山本 春司	市民福祉部長	船木 道晴
産業建設部長	渡辺 敏秀	教育次長	小玉 一克
企業局長	佐藤 稔	総務企画課長	原田 良作
財政課長	目黒 重光	税務課長	佐藤 盛己
生活環境課長	渡部 源夫	子育て支援課長	天野 綾子
福祉事務所長	鈴木 金誠	農林水産課長	佐藤 喜代長
観光商工課長	松橋 光成	建設課長	三浦 秋広
下水道課長	千田 俊彦	若美総合支所長	蓬田 司
病院事務局長	杉山 武	会計管理者	石川 静子
学校教育課長	鈴木 雅彦	生涯学習課長	大坂谷 栄樹
監査事務局長	笹川 貞俊	農委事務局長	中田 和彦
企業局管理課長	安藤 恒昭	選管事務局長	(総務企画課長併任)

午前10時01分 開 議

○議長（吉田清孝君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第76号から第108号まで及び報告第18号から第22号
までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第76号から第108号まで及び報告第18号から第22号までを一括して議題といたします。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

10番安田健次郎君の発言を許します。10番

○10番（安田健次郎君） おはようございます。

議長の発言許可をいただいて、議案の質疑を少しさせていただきたいと思います。

まずはじめに、議案第77号、議案第78号を略して議案の中身を申し上げませんが、主に再任用の問題でひとつ聞いておきたいところがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これは今議会にかかわらず前々からですが、当局の課題でもありますけれども、若者の職場と、働き場所というのが主要な声になっております。課題になっていきます。そういう点で、この職員の定年後の再任用という課題になりますと、何となく言葉の響きからしてもどうなのかなという疑問が率直にわきますので少し聞いておきたいのですが、この若者の雇用の確保ということを中心に言っているわけだけども、再任用の運用の仕方によっては一定の、いつも変な言葉を使うというか物理的ということなだけで、三百何十人の定員の中で若い方の占める割合と高齢者の占める割合というのがあると思うだけで、ここら辺で、うんと運用しちゃうと新しく市の仕事に専念したいという志のある方々が閉ざされるのではないかという懸念が若干あるんです。そういうことからすると、これ、市役所のその運用の仕方によっては他の企業にも影響が出るわけであって、給与も含めて、待遇改善も含めて、

やっぱりこういう地方自治体になりますと市の動向が一定の何ていうか先駆けというか、そういう方向に位置づけされると思うんですよね。そういう点では、この再任用の仕方の運用について、どう考えているのかどうか、これからのことだけれどもお聞かせ願えればなというふうに思うんです。

もう一つは、今現在も退職者のすぐれた英知を持っている、知恵を持っている優秀な幹部の方が退職しますと、出先の方へ再雇用というか嘱託といいますか、私は役職の言い方よくわからないんですけども、いわゆる何というか、どういう雇用の仕方なのかわからないけれども出向いていますよね。これに対しても職場の中からも出るんですけども、若い人でもやれそうなもんだなという声もある。一般的には、何であのぐらい勤めた人がまた雇われるのかなと。ところが私はこういう説明をしています。いや、経費の問題もあるので、すぐれた技術なり知恵を持っていて優秀な方々なので、それが安く雇うことができるから市役所としてはメリットがあるからやっているんだということで我々とやかくは言っていないという答えを出していますけれども、一般的にその疑問が出されるんです。これらについて、今後もずっとこういう形態でやるとすれば、何らかの配慮もしない限りというか、一定の見解を出さないと、おとといからきのうから私方、市民アンケートの話していますけれども、ここにも圧倒的に後々、何回も申しますけれども、アンケート返しということで、若者の職場を求めている数値がどの程度かという発表しますけれども、相当数あるんですよ。これはやっぱり何ともかんとこれね、市民のいわゆる思いでありますから、大事にしなければならぬということで、こういうことにどうこれからかわり合っていくのかと。いわゆる一定のコメントなり、一定の今、五里合出張所、例えば若美公民館、いろんなところにこの優秀な方々を派遣しているので、それはそれなりに私、非常に効果があると思っていますけれども、一般的にどういう立場でやっているのかというコメントも、いつの日かに出さないと、何となく疑問を持たれるのではないかという心配事の質問です。それに対してはどう思っているのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、議案第79号の手数料条例の問題です。

これ、主に諸証明の手数料ということなんだけれども、この間、委員会協議会でちょっと中身、前もって所管の報告ということでありましたから少しわかるんですけども、どうもこれも手数料の引き上げ条例ですね。中身は、いわゆる今までの諸証明の

150円が200円に上がるという条項のようです。一部、印鑑証明などについては700円まで500円ほど上がるわけだけれども、これがそのたとえ50円といっても、これやっぱり所得のあるなしにかかわらず、やっぱり50円でも利用する人にしてみれば結構こたえる比率ですよ。上げ幅の率からいっても。この諸証明の手数料というのは何で引き上げなきゃならないのかという理由を、もう少し基本的なことを聞いておきたいんです。前は、所管の中ではそこまでの議論いかなかったので、市長はなぜこの50円をどうしても引き上げなきゃならないかをお聞かせ願いたいと思うんです。

同時に、この50円引き上がると、利用者数がどの程度なのかかわからないけれども、年間どの程度収入額が上がるのか、これもわかっていると思うんだけど、平成24年度分でもいいです、どの程度なのかお知らせ願えればと思います。

それから、パッとこの手数料引き上げたとき、合併のとき、7年前を思い出すんだけど、あの合併するかしないかって喧々諤々やった、男鹿市と旧若美町との協議の中で、サービスは高い方へ、利用料は安い方に合わせようやということで合意した経緯がありますよね。あれから7年、いつの日にかそれがなくなるんじゃないかという心配がもう出ています。ですから、当時、旧若美町の人のごみ袋が安くなってよかったなど。特別ほかの方は引き上がらなくてよかったなど。合併いやいや大万歳という話がちょこちょこありました。何よりもごみの問題については、ものすごく喜ばれた経緯があるわけだけれども、何でその合併当時のことを、今7年後に、ほごになされるのかどうか、この根拠をお知らせ願いたいと思うんです。その合併当時のやり取りの、いわゆる協定事項の中で、いつほごになるのか、いつ自然消滅するのか、どういう過程でこういう問題については一定の見解をつけるのか、そこら辺の道しるべなりをお知らせ願いたいと思います。

それから、議案第80号から97号まで、もろもろ若干ずらっと読ませていただいたんだけど、簡単に見ると、大体3パーセントの引き上げが、率もところどころ3パーセントですよ。ところが、どう計算しても3パーセントにならないところと、それ以上の数値が出ているようであります。この根拠というか、いっぱいあるので、17本ですかあるわけだけれども、きのう資料いただいたんだけど、全部いちいち比べようにならないので当局の方から聞いた方が一番利口だし正確だと思いますの

で聞きますけれども、どういう部分については3パーセントの引き上げで、どういう部分については2.5、6パーセントの引き上げで、どういう部分についてはそれ以上の引き上げをしているのかと、これをそれぞれちょっと教えていただかないと、一律に私は消費税の引き上げ率だと思っていたものだから、あわや幼稚な考え方で、ところが、見るとそうでもないようなので、どうなのかということをお知らせ願いたいと思うんです。

それからもう一つ、この今までの消費税5パーセントの消費税法の中では、公民館とか利用料には消費税取らなくてもよろしいという条項がありますよね。今回の8パーセントになると、それがなくなって、新たに利用料、すべてに消費税3パーセント取るというのが条項づけられているのかどうか、この確認をお願いしたいと思います。

もう一つは、この今の17本の、手数料条例も含めて18本だけれども、18号といますか、正確には、呼び方がちょっとわからないけれども、いずれにしてもこれは行財政改革の先取りのことなのかどうかも含めてお答えをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 伊藤副市長

【副市長 伊藤正孝君 登壇】

○副市長（伊藤正孝君） おはようございます。

安田議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、再任用の導入についての考え方からお話させていただきますけれども、これはそれこそ厚生年金の定額部分、国の考え方をちょっと話させていただきます。

支給開始年齢がこれまでと違って、それこそ団塊の定年退職者が多いということから、この高年齢者雇用安定法が改正されておるわけです。これが平成18年4月から雇用延長を図れと、平成25年度までに段階的に引き上げられて、本年4月1日以降65歳までの雇用の延長が義務づけられたところでございます。ということで、それこそ再任用制度になっても、段階的に今年度例えばこの3月で退職する人は1年か2年とかということのできるわけですがけれども、その後65歳まで、今、先に退職した人は半分くらいの年金がもらえるわけですがけれども、あとゼロになるというよう

なことからこの再任用制度が閣議決定されておるわけでございます。

ということで、各市13市のうち本市と鹿角市、それともう一つありますけれども、これらが今回12月に提案しておるわけで、これで13市が全部この再任用制度の制定になるわけでございますけれども、今いろいろ安田議員おっしゃるとおり、それこそ若者の雇用の場の確保というようなことで、きのうも一般質問の中にもあったわけですが、現在、それなりに雇用しておる若い方々とのこの再任用される市の職員との、これをどのようにしていくのかということで私どもも、これは導入しなければならないということではございますけれども、例えば今年度25年度だとすれば12人くらいが再雇用されたいというような話をしておるわけでございます。というようなことで、私どもは安田議員おっしゃるとおり、これまで培われたノウハウと申しますか、これらを若い職員への指導等もあるわけですが、それとあわせて先ほど出張所関係の今の任用の方々おるわけですが、これは嘱託職員ですが、これは方々がなぜ若い人でも十分にできるのではというような話をされておりますけれども、やはりそれこそ、これまで地域との何と申しますか調整、これらはやはりそういうようなそれなりの年代で経験してきたことでトラブルのないような形で出張所長等をお願いしているのが現状でございます。これからもそういうような形で、この再任用者をそういう形にさせていただきたいと思っているわけですが、それとある程度そのノウハウを持った方の中でも技術的にどうなのか、ということは私どもも今、例えばの例ですが、自分方が発注して自分方が検査しておるというようなこともあるわけですが、やはりこれを、それこそ検査というようなことは別の形にしながら検査方法を考えていかなければならないというような問題もあるわけですが、そういうような形で、今年度は12名ということになるわけですが、これからその人方がずっと65歳までいるとかということにはならないわけですが、その自分方の要件が2年だとすれば2年、1年なら1年ずつ当然変わっていくわけですが、ということで、その後3年後だとすれば65までといえれば2年間と違って、そこで今度ちょっと多くなるなということではちょっと苦慮はしているわけですが、このあたりそれこそきのうも言われたわけですが、行革をやりながら人件費の増になるのではないかと申すようなことも言われておるわけですが、そのことはもしかすれば多少なりとも出てくると思うわけですが、これらを十分に考慮しながら

ら、この後の再任用の、この有効な人といいますか、これらを活用していかなければならない手法といいますか、これはまだしっかりした形のものは今検討しておるところでございますけれども、そういうことで今言われたことを十分に検討していければなということ今一生懸命やっているところです。

それと、この退職者というんですか、これでは、短時間労働ということで、定数にはカウントしない形をお願いしていくということになるかと思っておりますので、その点ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田清孝君） 山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） お答えいたします。

私からは、消費税の上昇率といいますか、ちょっとそれぞれまちまちだということのご指摘でございますが、まず単純に、例えば現行が1千50円であれば1千80円というふうにしてすぐわかるわけですが、例えば今回ご提案申し上げております男鹿市行政財産使用料徴収条例の改正の中では、現行が600円に対して今回620円に引き上げることとありますけれども、これについてはもともとの額を算出しますと580円になります。580円をもとにして5パーセント加算しますと、計算しますと609円になります。これを10円未満を切り捨てまして現行の600円と。今回はそのもともとの580円をもとにして1.08をかけて出したのが、計算しますと626円になります。これの10円未満を切り捨てまして620円ということになります。こういった計算の中でいきますと、先ほどの単純に見た目で1千50円から1千80円で、これでいくと0.286というふうな数字が出てくるわけですが、そうすると引き上げ率が若干変わってくるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 船木市民福祉部長

【市民福祉部長 船木道晴君 登壇】

○市民福祉部長（船木道晴君） 手数料の条例の関係についてお答えいたします。

まず、引き上げの理由についてでございますが、このたび県内他市の状況等を比較検討しまして、それと均衡のとれた額に改定したいということで、県内他市はほとんどが200円でございますので、それにあわせた形で見直しをするものであります。

また、増収見込みについてでございますが、平成24年度の収入をベースに試算いたしますと、152万5千400円の増収を見込んでおります。

それから、確かにこの手数料等につきましては、合併協議において協定項目の一つとして決定されてございますが、合併後既に9年目を迎えておりまして、今般はちょうど第三次行政改革の策定ということもありまして、それにあわせた形で見直しをしたいというものであります。

手数料につきましては、今般、消費税の税率の引き上げとは直接関連しておりません。

○議長（吉田清孝君） 10番

○10番（安田健次郎君） 確かに私も前もって断ればよかったんだけど、いわゆる78号議案については、幾らか所管のこともかかわるんだけど、しかし大局的なことについては議長が今まで許しているのでも申し上げなかったんだけど、次にも再質問する場合も大局的な考え方だと思うので、引き続ききょうはお願いしたいのですけれども、私は今、ほかの議員からいろいろあったので、あえて、答えが出ればいいことだから再質問しようが、座って求めようが、私の権限でどちらでもいいわけだけれども、質問者の立場でいいはずですけれども、消費税の根拠が、取らなくてもいいという条項があったんだけど、いつどこで今度の消費税は変わって、すべからず消費税を手数料にかけることができるのかという根拠を知らせてほしいということです。消費税法の中でどこにあるかということを示していただきたいということです。これ画一的に全部やれますか。今まで取りましたか。体育館使用料とか公民館使用料で消費税を取った経緯がありますか。これを聞きたいということです。まず戻ります。これは今、再質問の絡みで、議長の許可を得るための質問ですけれども。

今、最初の問題で、再任用の問題で副市長から大変ご親切な、私方の知らない部分まで、検査の問題までお答えいただいたので大変ありがたいんですけど、私もこの問題については非常に複雑だとか、私自身がじゃあどうすればいいかという見解はまだ持っていません。非常に難しい問題だと思うんですよね。いわゆる今の男鹿市内の中では最大の知識者層のいる、シンクタンクの市役所の、そこの幹部の職員ですからね、すべからずどこにも対応できるだけの知恵と能力を持っている方ですよ。これをむぎむぎ寝かせるという方法はないわけで、それはそれなりの価値はあるんで

すよ。あるんだけど、副市長がいみじくも言ったけれども、やっぱり一般的に市役所の中からもそういう声が出るということはね、やっぱりそれだけ今、若い人の職場がほしいという願いのあらわれだと思うんです。ここの対応が難しいので、私あえてこれからのいわゆるこの運用の仕方が問題でしょうと。副市長にも認めていただいたように、相当気を遣った配慮をしないと、下手をすると市民からの批判を食うんじゃないかと。これから進めようとする施策に対して、別な部分での問題が出てくるといいう危険をはらむということから、そういうことでその再任用のあり方について、答えはいいですけども、極力今のご答弁に基づいた方法を検討していただきたいということです。

消費税のことについては答えていただいたんですけども、今前段申し上げましたように、今まで確か使用料の中で消費税幾らで内税込みで取っていましたというのは私見たことないので、5パーセントのときはいらなかったはずなんです。今度新たな消費税8パーセント、10パーセントに変わる条項の中で、いつ変わったのかということ。その条文、私まだ見ていないので、ちょっと勉強できればね、とればよかったんですけども、ちょっといろんなことあって、それで求めているんです。

今、行政財産のことで数字を、算出方法をいろいろ言ったんですけども、そのことだけじゃなくてほかの部分にもさまざまあるので、それらもこういう計算方式で全部はじいた上での今回の改正なのか。もちろんこれから各常任委員会でそれなりの資料は出るでしょうし、それに基づいて検討すればいいことだけれども、要はこのやっぱり議案質疑の中で基本的なことを明らかにしておかなきゃならないということなので、もう一回聞きますけれども、すべての、17本の議案全部について、そういうアンバランスな根拠があるんですけども、その算定方法はそれぞれその条件に合った形で算出しているのかということです。簡単に言えば、便乗してはいないでしょうねということです。普通このぐらいなんだけれども、ちょっといじくるということはないでしょうということ確認です。

それから、いわゆる今、議長から許可をいただいている所管にかかわることなんだけれども、手数料条例、これちょっと152万円の手数料もらうために行財政改革の一環として大々的にこれ条例改正してまで、ここで議論するだけの議案でしょうか。ちょっとね、この間、相生市の話二、三回出たわけだけれども、あそこの行財政改革、

第二次行財政改革で、市民福祉部長は十分わかるし教育長もわかると思うんだけど、27億円の資金を浮かすと、定住促進のために。20億円は一定のハード事業、長期的な事業についてブレーキをかけたただけだと。これで20億円浮かしたんですね。あとは人件費でしょう、それから手数料の引き上げをやりました。それで、その他入れて7億円なんだけど、27億円浮かして、その財源を全部定住に注ぎ込むというのが市長と同級生のその相生市長の方向なんですよ。ですからね、この152万円を、市長はいつも財政調整基金を貯めるには得意な方だし、すごい知恵を持っていると思うんだけど、152万円の手数料条例を引き上げて、何ぼ9年目だって言たって、これ市長の職権で調整項目であったやつをほごにすることができるのかどうかということも疑問なんだけど、多分市長職権でそのぐらいのことはできるかもしれないけれども、そういう、俺いつもそこに引っかかるんだけど、詐欺って言えば失礼だ、ごまかす、いい加減だかわからないけども、要はせっかく大同団結して大議論をして決めた条項を、9年目だからって勝手に変えて、152万円の使用料を求めて行財政改革やりましたって言えますか。こういうのはちょっとさ、片目つむって、やっぱり合併のよさとして残しておいても差し支えない条例じゃないでしょうか。そんなにこれでほかのサービスを高めるとか、そういう部分、市の財政規模からいきますと、まあちょっといじくればこのぐらい浮かせる工夫できるんじゃないかなと思うんだけど、それらについてはどうなんでしょう、どうしてもやっぱり引き上げなきゃならないですか。

それから、他市と比較というんだけど、まだ潟上市は150円ですね。今回の議会で上がるのかわからないけれども。確かにほかの市町村、私も調べてあるんだけど、たいてい200円ですよ。潟上市と男鹿市はまだ低いんです。ただ、そういう附帯条項的な、付録的なこともあるんで、いたずらに他市にあわせて引き上げる問題ではないでしょうということと、152万円ぐらいの財源を求めるに、こういうことをほごにしたり、こういういわゆる弱者にも大変だと思うんですよ、50円って。ごみ処理で袋、普通の段ボールとか空箱を処理すれば、袋代が困るということで、こまめに刻んで小さくして出している家庭もあるんですよ。本当にね、年金暮らしというのは大変な状況だということも認識してほしいということで、この人方から見ると、150円のものが50円上がるということは3割ですよ。この論理をね、数字が低い

からということでもし考えてるとしたら、私は大間違いだと思う。生活費というのは、7万円で暮らす生活保護の人と、給料40万円、50万円の人との比率からいくとね、紙袋一つにしても、手数料50円にしても大変なことなんです。そういうところへの思いやりが、今、男鹿市では必要なんじゃないかと。中学生の医療費みたいに一定の額を出すというのは別だけれども、あれだってせいぜい1千何百万円ぐらいだったらね、2千万円であったかな、ちょっと数字忘れたけれども、今までやっている仕事から見ると、思いやりがあってもいいことじゃないでしょうかということでした。よく要求質問しているわけだけれども、私要求したってなかなか通らないんだけど、要はこの手数料でそこまでなんですか、もう一回お答えをお願いします。もしできたら市長に見解を求めたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 確かに過去の経緯とかいろんな検証をした結果、今現在、それからこれからの男鹿市の財政状況、いわゆる社会情勢も考えた上で、一定の期間という、一つの区切りという判断で今回の提案をいたしております。

○議長（吉田清孝君） 山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） お答えいたします。

一つ目の消費税の計算方法でございますけれども、基本的にはすべての条例について、現行の5パーセントから8パーセントに引き上げる計算方法というのは同じでございます。

それから、公民館の件でございますけれども、国からは公の施設の使用料については消費税引き上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるように条例改正を措置するよということになっております。消費税相当分を含めた改正ということで今回ご提案させていただいたところでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。10番

○10番（安田健次郎君） ベルが鳴ったので、一言だけ。

今、山本部長のお答えの中で、行政通達というか、内簡でやれというのと所得税法でうたわれているというの、中身違いますよ。そういうふうにやったらどうかという

中身を含めて指導なんですよ、あれ。税法で取りなさいということは一つもないです、今回も。ないはずですよ。今まではなかったんです。それが内簡で、通達で、俺から言わせると便乗値上げみたいな、所得税法が変わるからやれということだけの話であって、取らなくてもいいのもあるんですよ。国のいうことだからね、銃持ってつつけたらつつくのかという議論になっちゃうんです。そういう答えはね、できれば極力男鹿市ではやむを得なかったぐらいの答えがほしいんですけど、この辺でとどめて終わります。私が質問していることについては、後ほど生きると思います。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 10番安田健次郎君の質疑を終結いたします。

次に、5番三浦利通君の発言を許します。5番

○5番（三浦利通君） 私からも、ただいま安田議員からありました職員の再任用の議案第76号、第77号の関連でお尋ねいたします。

答弁は副市長の方がいいのかと思いますので、よろしくお願いします。

さっき副市長も、この後の多少の道筋は答えてありましたけれども、ただ気になったのは、有効な手法は今後検討していく。どうもまだ現時点では当局自体もはっきりしない部分が相当あるのかなという、そういう受けとめ方が妥当なのかなと思います。そういう観点でちょっとあれですけども。

たまたま国の法改正の絡みの中でやらなければいけないという、そういう背景もわかるし、前にもあったように、今の日本の国のさまざまな状況、課題が、すべからくこういうものにも影響しているのかなということは、それはご案内のとおりだと思いますが、ただ、この条例制定後、男鹿市が業務推進上どういう狙いというか、何を期待してどのような効果をもたらそうとするのか、そういう理念とかはやっぱり当然あってしかるべきでないかなというような、その辺についてちょっとお聞かせください。

それから、運用上の問題点についてちょっと聞かせていただきますけれども、さっきあった関係で、当然希望者、条例にありますように希望者を募って雇っていく。そうすれば、希望者全員が果たして職務に就けるのか、その判断は条例上は市長が恐らく最終的にすると、そういうふうな中身になろうかと思いますけれども、そこら辺はどういうふうにして、要するにこの後、さっきあったように行財政改革が、具体的な

ものが来年度以降スタートする部分が当然出てくるわけですが、本来であれば行財政改革の道筋を当然議会にも示した中でこういう条例案も、少なくとも同時進行的に議論するのがベターでないかと、こういう条例案が先に議会として判断して決まってしまうと、行革自体も、もうその下の法律というかきまり的なそういうふうなレベルになってしまうんでないかなというような気がしますけれども、そこら辺の捉え方、要するに行財政改革のこの後の具体的な当局が今示そうとしている中身との絡みというか整合性というのは、どういうふうな理解をしているのかちょっとお聞かせください。

それから、若い人の雇用の場、きのうもあった非正規労働者、嘱託職員の絡みについては、先ほどの安田議員のやり取りでまず理解しました。

あと、具体的にこういう方々がどのような身分とか、役職がどうなるのか、それから、職務権限ということはどの程度与えられていくものなのか、そこら辺どう想定しているのかお聞かせください。

さらには、条例の中身を見れば給料表もありますけれども、なかなかわかりづらい面があるので、給料レベルもおおむね退職前の何割ぐらいになるのか、そこら辺についてもちょっとお聞かせください。

まずとりあえずその辺お願いします。

○議長（吉田清孝君） 伊藤副市長

【副市長 伊藤正孝君 登壇】

○副市長（伊藤正孝君） お答え申し上げます。

三浦議員お話のあったように、国の方針というんですか、これに従いながら私どもも取り組んでいかなければならないということとあわせて、それこそ職員がこれから65歳まで年金がゼロという、こういう考え方のもとでこのたび提案させていただいていることをひとつご理解いただきたいと思います。

それと、今お話になりました有効な手法というこのことになるわけですがけれども、この何を期待していくのかということでございます。先ほどもちょっとお話しましたけれども、やはりそれなりのノウハウを持っている方々でございます。平成25年度は12名程度ですけれども、これにやはり若い人、今、非常に職員数も先ほどお話あったように行革によって職員数の定員管理で少なくなっているのが現状です。そういうような中で、これまでその職員方がそれなりの知識を得る時間がかかりすぎるのかな

というところも一つあります。これらを早く解消していただくためにも、この再任用された方々からの指導があらうかと思えます。平成25年度はそれが12名程度ですので、きのうお話あったように若者の雇用も一部これはできるかなという感じでおりますけれども、この先の話でございませけれども、やはり一番気になるのが、それこそ平成28年、平成30年、平成31年ころの退職者をどのようにしてこの再任用の形で雇用していくのかということ非常にまず苦慮しているのが現実でございませ。希望者は今年度は取って見たわけですがけれども、この先退職者数は結構多くなります。平成27年度だとすれば15人、平成28年度は13人、平成29年度は20人等々ということで、平成32年ころでは40人近くが出てくるわけだ。こういう方が全部希望した場合、それを再任用するのかという問題も一つあらうかと思えます。前後しますけれども、この行革の件においても人件費が膨らむというようなことあらうかと思えます。そういうことで、この先のことまだ私どもはそこまで見据えた検討までしておらないのが現状でございませ。これからそれらも含めた内容について検討させていただきたいと思えます。

それと身分と職務の権限等ということでございませが、身分はそれこそ国ではフルタイムにしていく部分と短時間勤務といひませか、これがあるわけですがけれども、私どもとしては、この先を思うとすれば、短時間勤務をお願いするということで今いるところだございませ。

それと、給料表ということになりますけれども、行政職給料表ということになると、フルタイムの給料だとすれば、例えば2級だとすれば21万3千円程度になるし、私どもはこの今の短時間勤務という週15時間から30時間までの範囲内のということだやるとすれば、今の嘱託職員並の給料、高くても14万円程度ですか、これらで雇用していければなということだおひませ。

それと、身分、この職務権限ということになるわけですがけれども、この職務権限については、やはりその部署には課長、主幹等があるわけですがけれども、一職員としてという非常にその使いにくいというようなところもあるわけですがけれども、そのあたりはその課、部署のところで調整しながら、お互いに使いやすいような形でいうことで、非常に難しいことを聞かれておるわけですがけれども、ただそういうふうにして、やはり自分方が希望して再任用していただきたいと、いただきたいといひば語弊

な話になりますけれども、そういう中だとすれば、それを覚悟した上でやはりその職務に当たっていただくということになろうかと思います。

それと、最後の方でこの行政改革を進めている中で、一般質問にもありましたけれども、早く素案を出すべきでなかったのかという議員もおったわけですがけれども、本当におくれているこのたびの総務委員会の方に素案を提案しながら、その後、全員で協議させていただくということをお話しておりますけれども、この条例制定とあわせて先にやればよかったわけですがけれども、その点はひとつ深くお詫び申し上げたいと思います。その行政改革の中でも人件費、当然定員管理において人件費を落としておるわけでございますけれども、それらとあわせて経常経費といいますか、それなりの経費節減ということも掲げておりますので、この後その素案についてまた皆様とご協議させていただきますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 5番

○5番（三浦利通君） 最近の職員の方々の業務執行推進の面では、副市長の言葉を借りれば、時間がかかりすぎている面が多分にあるというような、その評価というか捉え方ですがけれども、ある面では一番皆さん御存じのように、国がいろんな、今まで国・県がやっていた仕事を地方にどんどん回してよこしてきている、そういうこともあるし、それからもう一つは、先日もいろいろやり取りあったように、渡部市長は相当あのおりのイベントに力を注いで、そういった仕事も相当量抱え込んでいるというのが、そこら辺が背景にあるのかなとは思いますが、が、そうだからといって対議会に対する、さっき指摘したように、一番大事な行革の、どういうふうにしてこの後、進めようとしているのかとかいうか、もう既に来年度の予算編成作業が始まっているはずですね。当然来年度からスタートする部分の中で、そういう予算の組み立てとか方向づけの場合、相当影響する中で、その手法、やり方というのは、当局として、やっぱり大きな問題とかミスなんではないかなという気がします。その部分は早急にやっぱり地ならしをしてもらいたいなと、そうでないと、今の男鹿市議会はみんな思いやりがあって理解力あることはそのとおりですがけれども、そうはいつでも議会というのはやっぱり市民の代表で、ときには厳しい判断を下さざるを得ないというようなことも応々にして出てこようかと思っておりますので、ちょっとその部分については配慮してもらえればありがたいと思います。

それで、なかなか身分とか職務権限については、今、副市長が答えたとおりになるのかなと。ただ、率直に言わせてもらえれば、若い部下、現状の部下職、若い人方は、前の部長、課長方がまたその辺の机に座った中で、極めて仕事しづらいというか、そういう環境が出てくる可能性がなきにしもあらずというようなことの中では、そこら辺の何ていうか区別というか、職務分担等はきちっとお互い、気まずいとは言葉ちょっとあれだけれども、不愉快な、同じことだか、そういう環境はやっぱり可能な限り排除していかないと、せっかく副市長が言っているように、今まで経験豊かな能力を持った、まだまだ気力・体力もある人方を使って行政サービスをしていこうというその部分が、もしかすれば多少やっぱりマイナスの影響が出てきても困るのかなという気がしておりますので、そういった点には相当やっぱり気をつけなければいけないのかなと思います。

それと、将来どのぐらいのOBになる職員の方々が希望して、それを、その時点でも渡部市長が市長となって判断するかと思いますけれども、難しい面がありますけれども、それにしても、たまたまきのう、市長あれですか、NHK、7時半からの「クローズアップ現代」見ましたか。ちょっと逸れますけれども、「団塊パワーを活用せよ。アクティブシニアが地域を変える。」私が提言申し上げたいのは、要するに、ずっと議会でのやり取りの中で過疎化、人口減少、少子化が進んでいく中で、やっぱり行政サービスの部分で人の役割イコールそのさっきあったようなOB的なそういう人材をいかにして活用していくのかというのは、地域コミュニティの推進もさることながら、市長が日ごろ唱えている何とか地域をいろんな物産を開発したり販売をして所得向上につなげたり何だか、そういう部分に積極的にやっぱりかかわり合ってもらおうと。そういう今回のこういうOB的な職員の人方も有能な人がいっぱいいるだろうから、活躍してもらおうというのも一つの施策というか手だてになってくるのではないかという気がします。たまたま若美地区では、最近、市長もわかるとおり、結構職員OBの人方が町内会長をやったり、それから農協のOBとか農業団体の人方が、例えば農地・水の環境事業の中に一番のリーダーとしてかかわり合っただけでその地域を引っ張ってくれているという、そういうふうなことが従来以上に増してきている、そういう観点からも、こういう人材を今まで以上に生かしていくということは、やっぱり男鹿市の活性化につながっていくのではないかという気がしますけれども、ただ、ここの役所の屋根

の下に従来どおり、40人になるのか35人になるのかわかりませんが置くとすることは、ちょっとやっぱり多少というかそれなりの弊害も出てくるのではないかと気がしますけれども、そういう新たな取り組みというか考え方というのは市長ちょっと持ち合わせていないのかどうか、せっかくの機会ですので、その辺ちょっとお聞かせください。

それから前段については、副市長、懸念される部分は、特に行革の絡みとかというそれをどうこの後整理していくのかお聞かせください。

○議長（吉田清孝君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） これからの社会というのは、言うまでもなくいわゆる人口減少社会に入っています。今おっしゃったシニアの方以外にも、女性の方もいわゆる社会の中で重要な役割を果たしていただくというのがポイントでありますから、どのような立場、例えば市役所の中で仕事をなさるか、今おっしゃったように地域に入って仕事をなさるか、それはその時点での全体の人数のバランスで決まるとは思いますけれども、いずれにいたしましても、いわゆる本人が意欲もあり、そして体力も続く限り、ぜひ仕事を続けると、そういうことを全体のパワーに変えていきたいと思っています。

○議長（吉田清孝君） 伊藤副市長

【副市長 伊藤正孝君 登壇】

○副市長（伊藤正孝君） お答え申し上げます。

平成26年度の予算編成は1月の末ころという考え方で、1月中に取りまとめることとなりますが、これまではそれなりの今懸念されるようなことを払拭するような案をつくらなければならないということでございますけれども、その前に、先のことまでというのは非常に難しさがあるわけですが、今、三浦議員お説のとおり、先ほど私もお話したとおり、職場でのいろいろな、逆に効率が落ちるのではというような感じもすることもあります。しかしながら、明確に職務分担、内容を仕訳しながら、そしてやっぱりその人のやるもの全体を見るとかということではなく、そういうようなことで、何か余りその若い人がその今いた人からどうのこうのと言われられないような、そういうような職務というんですか、これを整理しながらということも視野に入

れながら、この後十分に検討させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。5番

○5番（三浦利通君） 関連でもう一点だけお願ひします。

行革の内々の案の中に、前にも動きがありましたけれども、現在、若美総合支所2階に教育委員会が入っているのが、早い年次に本庁の方に移動したいという、それはもろもろのメリット・デメリットもあろうかと思いますが、その理由の一つにこの本庁のスペースがご案内のように海フェスタのああいう部分も使わなくなったし、それから、下水道課も若美総合支所の方に行ったというような、スペースが結構広がった、従来とは環境が違ったということが理由の一つに挙げられておりますけれども、今やり取りをした、もしかすれば将来三、四年後には30人から40人ぐらいの職員がまた配置される、本庁に入らざるを得ないというような状況が出てきた場合は、その時点では教育委員会がまた仮に来年になるのか再来年になるのか、本庁に入ってきて、また向こうに追い出されてしまうのでないかという余計な心配みたいな懸念があるわけですが、教育長、そこら辺はどう捉えておりますか、お聞かせください。

○議長（吉田清孝君） 杉本教育長

【教育長 杉本俊比古君 登壇】

○教育長（杉本俊比古君） お答えを申し上げます。

教育委員会が本庁舎の方ということにつきましては、教育委員会としては非常に仕事の効率といった面でありがたいことだというふうに思っております。ただ、この後、そういうその雇用の動きの中で追い出されるというようなことはないように、やはり連携事業がたくさんございますので、こういう本庁の方に移ってよかったなといったような結果を出していく動きを心がけてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（吉田清孝君） 5番三浦利通君の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

次に、議案第76号から第97号までについては、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会付託

○議長（吉田清孝君） 日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第98号から第108号までについては、予算特別委員会へ付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって議案第98号から第108号までは、予算特別委員会へ付託することに決しました。

日程第3 請願上程

○議長（吉田清孝君） 日程第3、請願第6号T P P交渉に関する請願を議題といたします。

本件は、会議規則第133条第1項の規定により、産業建設委員会に付託いたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長（吉田清孝君） お諮りいたします。明日12日から18日までは議事の都合により休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、明日12日から18日までは議事の都合により休会とし、12月19日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前 10 時 59 分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第 76号 男鹿市職員の再任用に関する条例の制定について
- 議案第 77号 男鹿市職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 78号 男鹿市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について

教育厚生委員会

- 議案第 79号 男鹿市手数料条例及び男鹿市市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 80号 男鹿市斎場条例の一部を改正する条例について
- 議案第 81号 男鹿市若美老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 82号 男鹿市公民館使用条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 83号 男鹿市公園条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 84号 男鹿市男鹿北中学校屋外運動場照明施設使用条例の一部を改正する条例について
- 議案第 85号 男鹿みなと市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について

産業建設委員会

- 議案第 86号 男鹿市若美農業者トレーニングセンター及び若美農業技術伝習館条例の一部を改正する条例について
- 議案第 87号 男鹿市農村婦人の家条例の一部を改正する条例について
- 議案第 88号 男鹿市漁港管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 89号 男鹿市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 90号 男鹿市国民宿舎男鹿条例の一部を改正する条例について

- 議案第 9 1 号 男鹿市温泉条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 9 2 号 男鹿市サンワーク男鹿条例及び男鹿市トレーニングセンター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 3 号 男鹿市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 4 号 男鹿市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 9 5 号 男鹿市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 9 6 号 男鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 7 号 男鹿市一般ガス供給条例及び男鹿市簡易ガス供給条例の一部を改正する条例について
- 請願第 6 号 T P P 交渉に関する請願

予算特別委員会

- 議案第 9 8 号 平成 2 5 年度男鹿市一般会計補正予算（第 6 号）について
- 議案第 9 9 号 平成 2 5 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 1 0 0 号 平成 2 5 年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 0 1 号 平成 2 5 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 0 2 号 平成 2 5 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 0 3 号 平成 2 5 年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 0 4 号 平成 2 5 年度男鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 0 5 号 平成 2 5 年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 0 6 号 平成 2 5 年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 0 7 号 平成 2 5 年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 0 8 号 平成 2 5 年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第 1 号）について

